

第159回 定時株主総会 招 集 ご 通 知



2025年6月24日（火曜日）

午前10時

日 時 （受付開始：午前9時）



福島県福島市万世町2番5号

当行本店 地下大ホール

場 所

末尾の「第159回定時株主総会会場ご案内図」を
ご参照ください。

議決権行使期限

2025年6月23日（月曜日）

午後5時まで

目 次

■ 第159回定時株主総会招集ご通知……………	1
議決権行使について……………	2
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件……………	6
第2号議案 資本準備金及び利益準備金 の額の減少の件……………	7
第3号議案 取締役7名選任の件 ……	8
■ 第159期事業報告……………	19
■ 第159期計算書類……………	38
■ 第159期連結計算書類……………	41
■ 監査報告書……………	44

株主総会へご来場された株主さまへのお土産はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

証券コード8562

2025年5月30日

(電子提供措置の開始日 2025年5月28日)

株主各位

福島県福島市万世町2番5号

株式会社 福島銀行

取締役社長 加藤 容啓

第159回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当行第159回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当行ウェブサイト

<https://www.fukushimabank.co.jp/ir/shareholders/soukai/>



また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、「福島銀行」または証券コードに「8562」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2025年6月23日（月曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬具

記

1 日 時 2025年6月24日（火曜日）午前10時

2 場 所 福島県福島市万世町2番5号 当行本店 地下大ホール

3 目的事項

報告事項 1. 第159期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
2. 第159期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項 **第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 資本準備金及び利益準備金の額の減少の件
第3号議案 取締役7名選任の件

4 議決権行使について

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席いただく場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2025年6月24日（火曜日）
午前10時（受付開始午前9時）

書面（郵送）による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後5時到着分まで

インターネットによる議決権行使



パソコン、スマートフォンから、下記及び次頁の議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご登録ください。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後5時まで

詳細は4頁から5頁をご覧ください。

- (1) 議決権行使書に賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 議決権行使書とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットによる議決権行使を複数回数にわたり行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以上

[招集にあたってのご案内]

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面を送付しております。
電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当行定款の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ① 計算書類の「個別注記表」
 - ② 連結計算書類の「連結注記表」
 - ③ 事業報告の以下の事項
 - ・ 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合には、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- 株主でない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は総会にご出席いただけませんのでご注意願います。（ただし、お体の不自由な株主さまの同伴の方はご入場いただけます。）また、定款の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、代理権を証する書面をご提出ください。

インターネットによる議決権行使のご案内



パソコンの場合（議決権再行使の場合）

STEP 1

議決権行使ウェブサイトへアクセス <https://www.e-sokai.jp>



STEP 2

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ***

- 本サイトの利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をよくお読みください。ご了承の上でご利用ください。【おへます】 ボタンをクリックしてください。
- 投票を行う場合は、Webブラウザを起動してください。

次へすすむ

<その他の案内>

- 投票に成功後、電子投票の完了の通知が投票者様へはEメールで送信されます。
- 投票に成功後、電子投票の完了の通知が投票者様へはEメールで送信されます。Eメールが受信できない場合は、Eメールのアドレスを確認し、Eメールのアドレスを変更してください。
- 投票の中止を希望される方は、Eメールで送信されます。Eメールが受信できない場合は、Eメールのアドレスを確認し、Eメールのアドレスを変更してください。

インターネットによる議決権行使についてをお読みいただき、「次へすすむ」をクリック

〈PC向け議決権行使ウェブサイト〉 <https://www.e-sokai.jp>へ遷移します。

STEP 3

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載されています。
- （電子メールにより招集の通知を受領されている株主様の場合は、招集の通知電子メール本文に記載しております）

議決権行使コード

ログイン **閉じる**

株主番号 012345678
議決権行使期間 10日
1,000株
お 願 い
議決権行使期間中にこのコードを
入力して投票をお願いします。
このコードは、投票の完了まで有効
です。

議決権行使コード
0000-00000000-0000
00000000

新東京建設株式会社
三井住友銀行株式会社
東京代行者 発行

〇〇〇〇株式会社
有 限 公 司
株主総会
議決権行使書用紙

1195013

0100000000 0295524 0000000000

議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック、
「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

ご確認ください！

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、上記議決権行使ウェブサイトにて「議決権行使コード」「パスワード」をご入力しお手続きいただく必要があります。

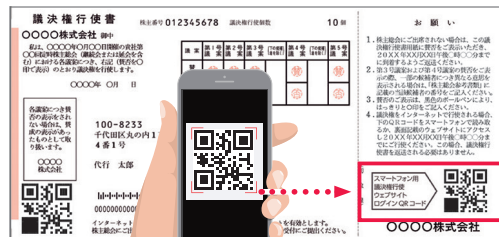


スマートフォンの場合

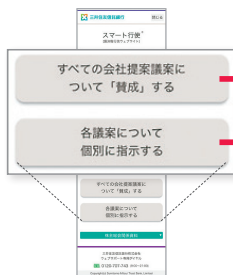
※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

STEP 1

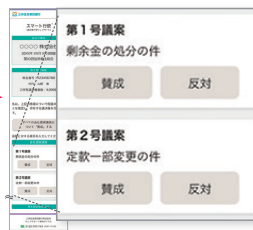
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンでタブレット端末で読み取ります。



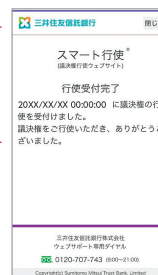
STEP 2



STEP 3



STEP 4



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。
※上記画像はイメージです。
実際の画面とは異なります。

確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

[ご注意事項]

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は株主さまのご負担となります。
- 議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。
- インターネット等で議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。



インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

インターネットによる議決権行使でご不明な点につきましては下記にお問い合わせくださいようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社
ウェブサポート専用ダイヤル



0120-707-743

受付時間 9:00~21:00
(土曜、日曜、祝日も受付)

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第159期の期末配当金につきましては、デジタル化の推進と対面営業の向上を図るための前向きな投資を行ったことによりまして、当期純損失となりましたが、株主の皆さまへの負託に応えるため、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当行普通株式1株につき5円 総額174,364,795円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月25日

第2号議案 資本準備金及び利益準備金の額の減少の件

今後の資本政策の機動性及び柔軟性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の減少を行い、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に、減少する利益準備金の額の全額を繰越利益剰余金に振り替えることについて株主の皆さまのご承認をお願いするものであります。

なお、かかる資本準備金及び利益準備金の額の減少は、純資産の部の勘定科目間の振替処理であり、当行の業績に与える影響はありません。

1. 減少すべき資本準備金及び利益準備金の額

資本準備金	955,650,000円
利益準備金	28,000,000円

2. 資本準備金及び利益準備金の額の減少が効力を生ずる日

2025年7月29日

第3号議案 取締役7名選任の件

当行では各事業年度に対する経営責任の明確化を図るため、定款により取締役の任期を1年と定めており、現在の取締役7名は全員が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選任については、その過半数を社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会において協議の上、取締役会で決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏 名	現在の当行における地位及び担当	取締役会出席状況
1	再任	(男性) かとう たかひろ 加藤 容啓	取締役社長（代表取締役）	100% (21回/21回)
2	再任	(男性) すずき たけのり 鈴木 岳伯	常務取締役企画本部長	100% (21回/21回)
3	再任	(男性) さとう としひこ 佐藤 俊彦	取締役業務本部長兼 与信統括部長	100% (21回/21回)
4	新任	(男性) くさの まさゆき 草野 真之	執行役員営業本部長兼 市場金融部長	—
5	再任	(女性) にへい ゆみこ 二瓶 由美子	社外 独立役員 取締役	100% (21回/21回)
6	再任	(男性) いし ひろし 石井 浩	社外 独立役員 取締役	100% (21回/21回)
7	再任	(男性) たけうち じゅんいちろう 竹内 淳一郎	社外 取締役	100% (17回/17回)

社外 …………… 社外取締役候補者

独立役員 …………… 株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者

候補者番号

1

か とう た か ひ ろ
加 藤 容 啓

再 任



- 生年月日 1956年12月2日生（満68歳）
- 所有する当行の普通株式数 61,800株
- 取締役会出席状況 100%（21回中21回出席）
- 取締役在任年数 7年

● 取締役候補者とした理由

地方銀行において、枢要営業店長や企画部門等の要職を歴任した後、代表取締役として経営の中枢を経験し、また、同行の系列証券会社では、代表取締役社長を務めるなど豊富な経験を有しております。2018年6月から当行取締役社長を務め、経営トップとして、重要事項の決定および業務執行に対する監督を適切に果たしていることから、当行の経営に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

● 略歴、当行における地位、担当

1980年 4 月	株式会社東邦銀行入行	2015年 6 月	取締役退任
2000年 3 月	郡山東支店長		福島商事株式会社取締役会長
2003年10月	須賀川支店長	2015年 8 月	とうほう証券株式会社代表取締役社長
2006年 6 月	市場金融部長	2018年 5 月	福島商事株式会社取締役会長退任
2007年 6 月	総合企画部長		とうほう証券株式会社代表取締役社長退任
2008年 6 月	取締役総合企画部長	2018年 6 月	当行顧問
2009年 6 月	常務取締役	2018年 6 月	取締役社長（代表取締役）（現在に至る）
2012年 6 月	常務取締役（代表取締役）		
2013年 6 月	専務取締役（代表取締役）		

● 重要な兼職の状況

—

候補者番号

2

すず き たけ のり
鈴木 岳伯

再任



- 生年月日 1966年6月17日生（満59歳）
- 所有する当行の普通株式数 15,700株
- 取締役会出席状況 100%（21回中21回出席）
- 取締役在任年数 5年

● 取締役候補者とした理由

当行の枢要営業店長、執行役員として営業、支店運営や企画業務に携わるなど豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2020年6月から取締役を務め、重要事項の決定および業務執行に対する監督を適切に果たしていることから、当行の経営に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者としました。

● 略歴、当行における地位、担当

1992年 4 月	当行入行	2017年 4 月	平支店長
2009年10月	荒井支店長	2018年 6 月	執行役員営業副本部長兼営業企画部長
2011年 6 月	郡山営業部副部長	2020年 6 月	取締役郡山営業部長
2014年 4 月	組織開発室長	2023年 5 月	常務取締役企画本部長（現在に至る）
2015年 8 月	組織開発部長		

● 重要な兼職の状況

—

候補者番号

3

さ とう とし ひこ
佐藤 俊彦

再任



- 生年月日 1968年7月30日生（満56歳）
- 所有する当行の普通株式数 14,900株
- 取締役会出席状況 100%（21回中21回出席）
- 取締役在任年数 7年

● 取締役候補者とした理由

当行の審査部門や与信統括部門の執行役員として、債権管理や事業再生支援部門業務に携わるなど豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2018年6月から取締役に務め、重要事項の決定および業務執行に対する監督を適切に果たしていることから、当行の経営に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者となりました。

● 略歴、当行における地位、担当

1991年4月	当行入行	2018年6月	取締役業務本部長兼審査部長兼与信統括部長
2008年10月	法人営業チーム企業支援室長	2019年6月	取締役本店営業部長
2010年4月	企業支援室主任調査役	2022年6月	取締役業務本部長兼審査部長
2011年3月	再生支援室長	2022年8月	取締役業務本部長兼審査部長兼与信統括部長
2013年4月	与信管理室長	2024年6月	取締役業務本部長兼与信統括部長（現在に至る）
2015年8月	与信統括部長		
2016年6月	執行役員審査部長兼与信統括部長		

● 重要な兼職の状況

—

候補者番号

4

くさ の まさ ゆき
草野 真之

新任



- 生年月日 1965年9月4日（満59歳）
- 所有する当行の普通株式数 7,400株
- 取締役会出席状況 ー
- 取締役在任年数 ー

● 取締役候補者とした理由

営業店店長や営業本部の部長を歴任し、2020年6月から当行の執行役員として平支店長や営業本部長を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や幅広い知見を取締役として当行の経営に活かしてもらいたいため、取締役候補者としました。

● 略歴、当行における地位、担当

1991年 4 月	当行入行	2018年10月	法人営業部長
2010年 2 月	岡部支店長	2020年 6 月	執行役員営業本部副本部長兼法人営業部長
2012年 4 月	植田支店長	2020年10月	執行役員平支店長
2014年10月	本宮支店長	2023年 5 月	執行役員営業本部長兼市場金融部長（現在に至る）
2015年 6 月	営業統括室長		
2015年 8 月	営業支援部長		
2017年 6 月	営業戦略部長		

● 重要な兼職の状況

ー

候補者番号

5

に へい ゆ み こ
二瓶 由美子

再任

社外

独立役員



- 生年月日 1950年8月31日生（満74歳）
- 所有する当行の普通株式数 14,200株
- 取締役会出席状況 100%（21回中21回出席）
- 取締役在任年数 9年

●社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたり桜の聖母短期大学等で教鞭を執り、法律学、ジェンダー論等の専門的な知識を有しているほか、福島地方労働審議会委員など数多くの公職を歴任し、その幅広く高度な知識、経験等を有しております。また、2016年6月から社外取締役として、経営を適切に監督いただいていることから、引き続き社外取締役候補者としております。選任後は、引き続き専門的知識を活かし経営の監督やアドバイスをいただくことを期待しております。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社運営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

●略歴、当行における地位、担当

2000年4月	桜の聖母短期大学専任講師	2013年10月	福島地方労働審議会委員（2016年6月まで）
2004年4月	福島県男女共同参画審議会会長（2015年2月まで）	2016年3月	桜の聖母短期大学退職
2006年4月	桜の聖母短期大学准教授	2016年6月	当行取締役（現在に至る）
2013年4月	桜の聖母短期大学教授 （日本国憲法、法学、労働法制と人権、国際平和論などを講義するとともに、ボランティアセンター長、キャリア教養学科長、図書館情報センター長などを歴任）	2017年4月	福島大学行政政策学類非常勤講師（現在に至る）
		2019年6月	福島県立医科大学臨床研究審査委員会委員（現在に至る）
		2021年11月	福島県立医科大学臨床手術手技研修等専門委員会委員（現在に至る）

●重要な兼職の状況

—

候補者番号 6	いし い ひろし 石井 浩	再任 社外 独立役員	
●生年月日	1955年9月1日生（満69歳）		
●所有する当行の普通株式数	4,000株		
●取締役会出席状況	100%（21回中21回出席）		
●取締役在任年数	2年		

●社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたり福島県の商工労働部政策監や会津地方振興局長など県の要職を歴任し、また商工会議所の専務理事として県内経済界の発展に貢献されました。その知識と経験を活かし、当行の経営に指導、助言をしていただきたいため引き続き社外取締役候補者としております。選任後は、引き続き上記の専門的知識や経験を活かし経営の監督やアドバイスをいただくことを期待しております。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社運営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

●略歴、当行における地位、担当

1978年4月	福島県警察本部入庁	2012年4月	会津地方振興局長
2005年4月	福島県商工労働部商業まちづくりグループ参事	2013年10月	福島県庁退職
2007年4月	（公財）福島県産業振興センター理事 に出向（ビッグパレットふくしま館長）	2013年11月	福島県商工会議所連合会常任幹事兼福島商工会議所専務理事（2022年5月まで）
2008年4月	福島県東京事務所次長	2023年6月	当行取締役（現在に至る）
2010年4月	福島県商工労働部政策監		

●重要な兼職の状況

—

候補者番号

7

たけうち じゅん いち ろう
竹内 淳一郎

再任

社外



- 生年月日 1966年7月21日生（満58歳）
- 所有する当行の普通株式数 1,000株
- 取締役会出席状況 100%（17回中17回出席）
- 取締役在任年数 1年

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

日本銀行入行後、国際局国際調査課長を始め熊本支店長などを歴任され、金融機構局では地域金融担当や金融高度化センター長を務め、地域金融に対する幅広い高度な知識と経験を有しております。その知識と経験を活かし、当行の経営に指導、助言をしていただきたいため社外取締役候補者としております。選任後は、引き続き上記の専門的知識や経験を活かし経営の監督やアドバイスをいただくことを期待しております。

● 略歴、当行における地位、担当

1989年 4 月	日本銀行入行	2022年 4 月	金融機構局 審議役 金融高度化センター長
2002年 7 月	人事局 人事課 企画役	2023年 1 月	日本銀行退職
2005年 7 月	調査統計局 経済調査課 企画役	2023年 2 月	SBIホールディングス株式会社 顧問 (現在に至る)
2006年 4 月	調査統計局 物価統計課 企画役 担当総括		SBIネオファイナンス株式会社 専務執行役員
2008年 6 月	日本経済研究センター 短期経済予測班 主査		SBI地銀ホールディングス株式会社 取締役（現在に至る）
2011年 6 月	国際局 国際調査課 企画役 投資市場グループ長	2024年 6 月	SBIネオファイナンス株式会社 取締役（現在に至る）
2012年 9 月	国際局 国際調査課長		当行取締役（現在に至る）
2014年 6 月	国際局 国際調査課長 参事役		
2015年 6 月	熊本支店長		
2017年 8 月	金融機構局 参事役 地域金融担当		
2020年 7 月	金融機構局 審議役 上席考査役		

● 重要な兼職の状況

SBIホールディングス株式会社顧問
SBI地銀ホールディングス株式会社取締役
SBIネオファイナンス株式会社取締役

- (注) 1. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当行は、社外取締役候補者二瓶由美子氏、石井浩氏及び竹内淳一郎氏との間で、会社法第427条第1項及び当行定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任を、1,500万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度として負担する契約を締結しております。各氏が取締役に再任され就任した場合には、当行と各氏の間で、当該契約を継続する予定であります。
3. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての候補者は、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 二瓶由美子氏、石井浩氏及び竹内淳一郎氏は、社外取締役候補者であります。なお、二瓶由美子氏及び石井浩氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏が原案どおり選任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

以 上

(ご参考)

株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合、取締役会の構成は以下のとおりとなる予定です。

氏 名	現在の地位	企業経営・ 経営戦略	営業・ マーケティング	法務・ コンプライアンス	財務会計	人材開発・ ダイバーシティ	企業審査・ 企業支援	DX・IT	地域経済
加藤 容啓	代表取締役社長	●	●	●	●	●	●	●	●
鈴木 岳伯	常務取締役	●	●	●	●	●	●	●	●
佐藤 俊彦	取締役	●	●	●	●	●	●		●
草野 真之	[新任]	●	●	●	●		●		●
二瓶 由美子	社外取締役			●		●		●	●
石井 浩	社外取締役	●		●	●				●
竹内 淳一郎	社外取締役	●		●	●		●		●
箭内 貴志	監査役		●	●	●	●	●	●	●
鈴木 和郎	社外監査役	●			●		●		●
紺野 明弘	社外監査役			●		●	●		●

(注) 上記一覧表は、各人の有するすべての専門性・経験・知見を表すものではありません。

(ご参考)

社外役員の独立性判断基準

当行では、社外役員の独立性について、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を充足するとともに、現在または最近において、以下の各要件に該当しない場合、独立社外役員に該当するものいたします。

1. 当行を主要な取引先とする者、またはその業務執行者。
2. 当行の主要な取引先とする者、またはその業務執行者。
3. 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家。
4. 当行から一定額超の寄付、助成を受けている者、またはその業務執行者。
5. 当行の主要株主、またはその業務執行者。
6. 次に掲げる者（重要でない者は除く）の配偶者および二親等以内の親族。
 - (1) 上記1. から5. に該当する者。
 - (2) 当行およびその子会社の業務執行者。
7. その他、当行の一般株主との間で上記1. から6. まですで考慮されている事由以外で恒常的に実質的な利益相反関係が生じるおそれがある者。

【各種定義】

- *「最近」とは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。
- *「当行を主要な取引先とする者」とは
 - ・通常取引：直近事業年度における年間連結総売上高に占める当行の割合が2%以上の取引先。
 - ・融資取引：当行が最上位の与信先であり、かつ、当行の融資方針の変更が重大な影響をあたえる取引先。
- *「当行の主要な取引先とする者」とは
 - ・融資取引：当行の総資産の1%以上の貸付を行っている主要な取引先。
 - ・預金取引：当行の総預金の1%以上の預金を受けている主要な取引先。
- *「多額」とは、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金額。
- *「一定額超」とは、過去3年間の平均で年間1,000万円を超える金額。
- *「主要株主」とは、直近の事業年度末時点において、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者、または企業等をいう。
- *「重要」とは、役員・部長クラスの者をいう。

1. 当行の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果等

（主要な事業内容）

当行は、福島県を主な営業基盤とする地域金融機関として、本店ほか支店・出張所において、預金業務、貸出業務、為替業務などの銀行業及びその他銀行業に付随する業務を行っております。また、それらに加え、有価証券投資業務、投資信託や保険商品の窓口販売業務等を行い、地域のお客さまに金融商品・サービスを提供しております。

（金融経済環境）

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果もあり、緩やかな景気回復が見られました。一方で、エネルギー価格や原材料費の高騰が続いており、海外経済の減速懸念や、ウクライナ、中東情勢の緊迫化など、先行きは依然として不透明な状況が継続しております。

当行の主たる営業基盤である福島県の経済は、全体として足踏み状態が続いており、個人消費においては一部に持ち直しの動きが見られるものの、物価高の影響から回復のペースは鈍化しております。一方、企業倒産については、大型倒産はありませんでしたが、中規模の倒産が件数、金額ともに増加傾向にあります。

（事業の経過及び成果）

こうした金融経済環境のなか、2024年度からの5年間を計画期間とする新中期経営計画「SHIN ふくぎん中期経営計画」（2024年4月1日～2029年3月31日）に取り組んでまいりました。

2024年7月に次世代バンキングシステムを稼働させ、徹底的に業務をDX化（デジタル）することで事務量が減少し、地域金融機関の使命である対面（リアル）での「事業者支援」と「資産形成支援」に人的資源を集中させるエリア営業体制の構築に取り組んでまいりました。

エリア営業体制では、地域ごとに12エリアとし、店舗ごとに役割分担を明確化いたしました。エリア統括店には、エリア連携店およびBinB（ブランチ・イン・ブランチ）店を所管させ、対象エリアの法人取引はエリア統括店に集約し業務管理をおこないます。エリア統括店には「法人営業課」「融資課」「リテールサービス課」を配置するほか、CA（コンサルティングアドバイザー）を配置してエリアに与えられた目標計数の管理と、エリア内の預かり資産人材育成を担います。ナレッジ（知識・経験・情報）を共有し、お客さまに最適な提案が行える体制といたしました。また、CAとローンプラザは営業店所属といたしました。

なお、エリア営業体制の本格運用は2025年4月よりスタートしています。

このような取組みの結果、当期の業績は次のとおりとなりました。

当期末の総預金（譲渡性預金を含む）は、法人預金等の減少により前期末比22,322百万円減少し、776,382百万円となりました。

貸出金は、事業性貸出金の減少により前期末比5,933百万円減少し、576,038百万円となりました。

有価証券は、国債及び地方債の増加により前期末比5,375百万円増加し、161,367百万円となりました。

損益面につきましては、経常収益は、役務取引等収益及び有価証券利息配当金が減少したことにより前期比122百万円減少し、10,852百万円となりました。

経常費用は、次世代バンキングシステムの更改に伴う一過性の費用を計上したことから前期比2,586百万円増加し、12,119百万円となりました。これは、

デジタル化の推進と対面営業の質的向上を図るための前向きな投資によるものであります。

以上により、経常利益は、前期比2,708百万円減少し、1,267百万円の経常損失となりました。また、当期純利益は、前期比2,425百万円減少し、1,302百万円の当期純損失となりました。

(対処すべき課題)

当行は、2024年度からの5年間を計画期間とする新中期経営計画「SHIN ふくぎん中期経営計画」（2024年4月1日～2029年3月31日）を策定し、取り組みを開始しました。計画1年目の2024年度は次世代バンキングシステムの稼働およびエリア営業体制の構築に注力してまいりました。

計画2年目の2025年度は、次世代バンキングシステムの利用により、窓口での手続きの簡素化やWebで完結する取引の拡大、アプリの充実などお客さま利便性の大幅な向上、及び事務の削減を進めてまいります。

これにより、地域金融機関の使命である対面（リアル）での「事業者支援」と「資産形成支援」に人的資源を集中し、エリア営業体制や人材育成に注力して対面営業の質的・量的向上及びコンサルティング営業の強化に取り組んでまいります。

その上で、「事業者支援」や「資産形成支援」を通じて地元経済を支え、ひいては当行の収益力を高めることで、企業価値の向上を図ります。

中期経営計画最終年度（2029年3月期）数値目標は、自己資本比率8%以上、本業収益20億円以上（当期利益13億円以上）を掲げています。また、事業者支援先数7,000先、資産形成支援先数40,000先を目指し、金融仲介機能を発揮してまいります。

計画を達成するため、4つの主要施策（「事業者支援」、「資産形成支援」、「デジタルトランスフォーメーション」、「人材開発」）を実行することで、地元福島の発展に貢献できる真のリージョナルバンクを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
預 金	775,492	764,196	791,030	762,625
定期性預金	322,481	315,964	323,059	308,214
その他	453,010	448,232	467,971	454,410
貸 出 金	572,650	584,454	581,972	576,038
個人向け	216,782	225,008	233,204	237,799
中小企業向け	242,517	239,710	230,204	222,697
その他	113,351	119,736	118,564	115,542
商 品 有 価 証 券	142	119	212	195
有 価 証 券	156,043	158,349	155,992	161,367
国 債	25,648	24,007	23,371	31,681
その他	130,394	134,341	132,620	129,686
総 資 産	839,214	836,341	825,587	801,954
内 国 為 替 取 扱 高	1,715,092	1,754,174	1,812,540	1,655,290
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 12	百万ドル 3	百万ドル —	百万ドル —
経常利益又は経常損失 (△)	727	1,029	1,441	△1,267
当期純利益又は当期純損失 (△)	826	790	1,123	△1,302
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	29円53銭	28円25銭	40円15銭	△40円84銭

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、当期純利益又は当期純損失 (△) を期中の平均発行済株式数 (自己株式を控除した株式数) で除して算出しております。

(参考)

企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益	13,179	13,290	13,303	13,417
経常利益又は経常損失(△)	794	1,145	1,190	△1,175
親会社株主に帰属する 当期純利益 又は親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	826	868	866	△1,252
包括利益	△2,270	△2,938	951	△2,799
純資産額	27,354	24,275	25,086	24,057
総資産	842,245	839,877	828,952	805,096

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	436人
平均年齢	42年10月
平均勤続年数	18年6月
平均給与月額	358千円

- (注) 1. 使用人数には、出向者を含み臨時雇員及び嘱託は含んでおりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、3月中の税込み平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

			当 年 度 末	
福	島	県	50店	うち出張所 (5)
宮	城	県	1	(0)
栃	木	県	1	(0)
茨	城	県	1	(0)
埼	玉	県	1	(0)
合		計	54	(5)

(注) 上記のほか、当年度末において、S P福島、S P郡山、ローンプラザいわき、東京事務所（埼玉県さいたま市）及び店舗外現金自動設備59カ所を設置しております。

ロ. 当年度新設営業所
該当ありません。

ハ. 当年度廃止営業所
該当ありません。

二. 銀行代理業者の一覧
該当ありません。

ホ. 銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
住信SBIネット銀行株式会社

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,302
---------	-------

ロ. 重要な設備の新設等

該当ありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社 ふくぎん リース &クレジット	福島県福島市 万世町2番5号	リース業務、 クレジット カード業務、 信用保証業務	20百万円	100.00%	—
株式会社 東北 バンキング システムズ	山形県山形市松波 四丁目1番15号	コンピューター 関連業務	25百万円	65.83%	—

- (注) 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 上記の子会社等2社を連結対象子会社としており、当期の連結経常損失は1,175百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は1,252百万円となりました。
 4. 福活ファンド投資事業有限責任組合は、2024年12月31日の存続期間満了により解散を致しましたが、解散までの損益計算書については連結しております。

(重要な業務提携の概況)

1. 第二地銀協地銀36行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＳＣＳ）を行っております。
2. 第二地銀協地銀36行、都市銀行５行、信託銀行３行、地方銀行61行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合139組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連552（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
3. 第二地銀協地銀36行の提携により、通信回線を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称ＳＤＳ）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、共同利用型クレジット・オンライン・システム（略称ＣＡＦＩＳ）経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社ローソン銀行及び株式会社イーネットとの提携により、共同利用型クレジット・オンライン・システム（略称ＣＡＦＩＳ）経由方式で現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

（1）会社役員の状況

（年度末現在）

氏 名	地 位 及 び 担 当	重要な兼職	その他
加 藤 容 啓	取 締 役 社 長（代表取締役）	—	—
佐 藤 明 則	常 務 取 締 役（代表取締役）	株式会社東北バンキング システムズ取締役社長	—
鈴 木 岳 伯	常 務 取 締 役 企 画 本 部 長	—	—
佐 藤 俊 彦	取 締 役 業 務 本 部 長 兼与信統括部長	—	—
二 瓶 由美子	取 締 役（社外取締役）	—	—
石 井 浩	取 締 役（社外取締役）	—	—
竹 内 淳一郎	取 締 役（社外取締役）	SBIホールディングス株 式会社顧問 SBI地銀ホールディング ス株式会社取締役 SBIネオファイナンス株式 会社取締役	—
箭 内 貴 志	常 勤 監 査 役	—	—
鈴 木 和 郎	監 査 役（社外監査役）	アレンザホールディング ス株式会社取締役監査等 委員 税理士法人信和会計社代 表社員 東北監査法人代表社員	財務及び会計 に関する相当 程度の知見を 有するもので あります。
紺 野 明 弘	監 査 役（社外監査役）	紺野法律事務所所長弁護 士	—

- （注）1. 常務取締役佐藤明則は2025年1月1日付けで当社連結子会社である株式会社東北バンキングシステムズの取締役社長に就任しております。
2. 当行は、二瓶由美子、石井浩、鈴木和郎及び紺野明弘を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。

(参考) 当行は、執行役員制度を導入しております。各執行役員の氏名、地位及び担当、重要な兼職等は次のとおりであります。

氏 名	地 位 及 び 担 当	重要な兼職	その他
宮 下 恵 洋	常務執行役員 社長特命担当	—	—
横 山 利 幸	執 行 役 員 本店営業部長	—	—
渡 辺 敦 雄	執 行 役 員 事務本部長	—	—
草 野 真 之	執 行 役 員 営業本部長兼市場金融部長	—	—
寒河江 英 一	執 行 役 員 郡山営業部長	—	—

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (4名)	年91百万円 (17百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	年20百万円 (8百万円)
合 計	11名	年111百万円

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

○方針の決定の方法

当行は、2021年2月22日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、当行の取締役の報酬は、当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブが機能するものとしており、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各取締役の職務と責任および実績を踏まえることとしております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、当行の現状に鑑み固定報酬としての基本報酬のみとし、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬としております。

○方針の内容の概要

基本報酬の個人別の報酬等は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に

応じて他行水準、当行の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

○取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定内容及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当行取締役の金銭報酬の額は、1991年6月27日開催の第125回定時株主総会において、月額2,250万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は15名です。

当行監査役の金銭報酬の額は、1991年6月27日開催の第125回定時株主総会において、月額700万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

(3) 責任限定契約

当行定款において、社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める要件に該当する賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、社外取締役については金1,500万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額とし、社外監査役については金1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(4) 補償契約

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当行取締役および監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当行が負担しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
取締役 竹内淳一郎	SBIホールディングス株式会社顧問 SBI地銀ホールディングス株式会社取締役 SBIネオファイナンスサービス株式会社取締役
監査役 鈴木 和郎	アレンザホールディングス株式会社取締役監査等委員 税理士法人信和会計社代表社員 東北監査法人代表社員
監査役 紺野 明弘	紺野法律事務所所長弁護士

- (注) 1. 取締役竹内淳一郎氏はSBI地銀ホールディングス株式会社の取締役で、同社は当行の34.18%の議決権を所有する筆頭株主であります。また、同社の100%親会社であるSBIホールディングス株式会社と当行との間で資本業務提携契約を締結しております。
2. その他の社外役員の兼職先と当行の間には特別の利害関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
取締役 二瓶由美子	8年9ヵ月	当期中に開催した取締役会21回中全てに出席しております。	取締役会に出席し、主に法律学やジェンダー論等の専門知識に加え、数多くの公職を歴任した幅広く高度な経験を活かし、当行の経営への助言や業務執行に対する適切な監督やアドバイスを期待し、それに対して積極的に行っていただきました。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役の選任並びに報酬の決定について、客観的・中立的立場から意見を述べております。

氏 名	在任期間	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
取締役 石井 浩	1年9ヵ月	当期中に開催した取締役会21回中全てに出席しております。	取締役会に出席し、福島県の商工労働部政策監や会津地方振興局長など県の要職の経験を活かし、当行の経営への助言や業務執行に対する適切な監督やアドバイスを期待し、それに対して積極的に行っていただきました。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役の選任並びに報酬の決定について、客観的・中立的立場から意見を述べております。
取締役 竹内淳一郎	9ヵ月	就任後に開催した取締役会17回中全てに出席しております。	取締役会に出席し、日本銀行で経験された地域金融に対する幅広い高度な知識と経験を活かし、当行の経営への指導や助言を期待し、それに対して積極的に行っていただきました。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役の選任並びに報酬の決定について、客観的・中立的立場から意見を述べております。
監査役 鈴木 和郎	4年9ヵ月	当期中に開催した取締役会21回中全てに出席、監査役会21回中全てに出席しております。	取締役会並びに監査役会に出席し、主に公認会計士としての専門的な知識や経験から、当行の監査に対する発言を行っております。
監査役 紺野 明弘	1年9ヵ月	当期中に開催した取締役会21回中全てに出席、監査役会21回中全てに出席しております。	取締役会並びに監査役会に出席し、弁護士としての法的な専門知識や経験を活かした見地からの発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の子会社からの報酬等
報酬等の合計	6名	26	—

(注) 支給人数6名の内訳は、社外取締役4名及び社外監査役2名であります。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	
普通株式	112,000千株
A種優先株式	90,000千株
B種優先株式	10,000千株
発行済株式の総数	
普通株式	34,900千株（自己株式27,041株を含む。）

(2) 当年度末株主数

普通株式	15,947名
------	---------

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
S B I 地銀ホールディングス株式会社	11,900千株	34.12%
技研ホールディングス株式会社	1,867	5.35
田 中 偉 嗣	949	2.72
福島銀行従業員持株会	943	2.70
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	941	2.69
株式会社アラジン	538	1.54
双葉不動産建設株式会社	520	1.49
石 田 愼 一	264	0.75
酒 井 一	231	0.66
株式会社第一商事	210	0.60

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を控除して算出しております。

(4) 役員保有株式

該当ありません。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
該当ありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 五十嵐康彦 指定有限責任社員 石坂 武嗣	(監査証明業務) 76 (非監査業務) 4	非監査業務の内容は、内部統制評価制度の対応に係る助言指導業務であります。

- (注) 1. 監査契約上、会社法監査に係る報酬の額と金融商品取引法監査に係る報酬の額とを区分しておらず、実質的にも区分することが困難であるため、上記報酬の額には合算金額を記載しております。
2. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は82百万円であります。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8. 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況は、インターネット上の当行ウェブサイト（<https://www.fukushimabank.co.jp/>）に掲載しております。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

12. その他

該当ありません。

第159期末（2025年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目			金 額	科 目			金 額
(資 産 の 部)				(負 債 の 部)			
現 金	預 け	金	55,563	預 金		金	762,625
現 預 け		金	10,587	当 座 預 金		金	16,611
商 品 有 価 証 券		金	44,976	普 通 預 金		金	433,847
商 品 地 方 債		金	195	所 属 期 預 金		金	308,214
金 銭 の 信 託		金	195	そ の 他 の 預 金		金	3,951
有 価 証 券		金	1,006	譲 渡 性 預 金		金	13,757
国 地 方 債		金	161,367	借 入 金		金	600
社 株 所 の 他 の 証 金		金	31,681	そ の 他 の 負 債		金	600
貸 引 手 形 貸 付		金	7,021	未 決 済 為 替 借 入		金	1,702
割 引 手 形 貸 付		金	54,635	未 払 法 人 費 税		金	41
手 証 当 座 貸 付		金	1,889	未 払 受 取 益		金	86
そ の 他 の 資 産		金	66,139	前 受 取 益		金	592
貸 引 手 形 貸 付		金	576,038	リ 一 ス 債 務		金	389
割 引 手 形 貸 付		金	126	資 産 除 去 の 負 債		金	94
手 証 当 座 貸 付		金	26,590	そ の 他 の 負 債		金	38
そ の 他 の 資 産		金	483,768	賞 与 引 当 金		金	460
未 決 済 為 替 借 入		金	65,554	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金		金	154
前 未 払 受 取 益		金	1,984	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債		金	29
そ の 他 の 資 産		金	24	支 払 承 諾		金	645
有 形 固 定 資 産		金	51	負 債 の 部 合 計		金	234
建 物		金	591			金	779,749
土 地		金	1,316	(純 資 産 の 部)			
リ ー ス 資 産		金	9,912	資 本 金		金	19,638
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		金	3,748	資 本 剰 余 金		金	2,739
無 形 固 定 資 産		金	5,319	資 本 準 備 金		金	955
ソ フ ト ウ ェ ア		金	85	そ の 他 資 本 剰 余 金		金	1,783
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		金	758	利 益 剰 余 金		金	7,220
前 繰 延 税 金 費 用		金	277	利 益 準 備 金		金	28
支 払 承 諾 引 当 金		金	172	そ の 他 利 益 剰 余 金		金	7,192
		金	104	別 途 積 立 金		金	3,500
		金	61	繰 越 利 益 剰 余 金		金	3,692
		金	308	自 己 株		金	△ 20
		金	234	株 主 資 本 合 計		金	29,577
		金	△ 4,996	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		金	△ 8,199
		金		土 地 再 評 価 差 額 金		金	826
		金		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		金	△ 7,372
		金		純 資 産 の 部 合 計		金	22,204
		金		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		金	801,954
資 産 の 部 合 計		金	801,954			金	

第159期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経 常 収 益 収 益	経 常 収 益 収 益	10,852
経 常 収 益 収 益	経 常 収 益 収 益	8,049
経 常 収 益 収 益	経 常 収 益 収 益	7,078
経 常 収 益 収 益	経 常 収 益 収 益	801
経 常 収 益 収 益	経 常 収 益 収 益	1
経 常 収 益 収 益	経 常 収 益 収 益	168
経 常 収 益 収 益	経 常 収 益 収 益	0
経 常 収 益 収 益	経 常 収 益 収 益	2,600
経 常 収 益 収 益	経 常 収 益 収 益	354
経 常 収 益 収 益	経 常 収 益 収 益	2,245
経 常 収 益 収 益	経 常 収 益 収 益	201
経 常 収 益 収 益	経 常 収 益 収 益	28
経 常 収 益 収 益	経 常 収 益 収 益	173
経 常 収 益 収 益	経 常 収 益 収 益	12,119
経 常 収 益 収 益	経 常 収 益 収 益	534
経 常 収 益 収 益	経 常 収 益 収 益	522
経 常 収 益 収 益	経 常 収 益 収 益	8
経 常 収 益 収 益	経 常 収 益 収 益	0
経 常 収 益 収 益	経 常 収 益 収 益	3
経 常 収 益 収 益	経 常 収 益 収 益	1,209
経 常 収 益 収 益	経 常 収 益 収 益	46
経 常 収 益 収 益	経 常 収 益 収 益	1,162
経 常 収 益 収 益	経 常 収 益 収 益	489
経 常 収 益 収 益	経 常 収 益 収 益	5
経 常 収 益 収 益	経 常 収 益 収 益	207
経 常 収 益 収 益	経 常 収 益 収 益	201
経 常 収 益 収 益	経 常 収 益 収 益	75
経 常 収 益 収 益	経 常 収 益 収 益	8,958
経 常 収 益 収 益	経 常 収 益 収 益	926
経 常 収 益 収 益	経 常 収 益 収 益	405
経 常 収 益 収 益	経 常 収 益 収 益	4
経 常 収 益 収 益	経 常 収 益 収 益	0
経 常 収 益 収 益	経 常 収 益 収 益	517
経 常 収 益 収 益	経 常 収 益 収 益	1,267
経 常 収 益 収 益	経 常 収 益 収 益	339
経 常 収 益 収 益	経 常 収 益 収 益	1,606
経 常 収 益 収 益	経 常 収 益 収 益	21
経 常 収 益 収 益	経 常 収 益 収 益	△ 325
経 常 収 益 収 益	経 常 収 益 収 益	△ 303
経 常 収 益 収 益	経 常 収 益 収 益	1,302

第159期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金				利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	18,682	555	1,228	1,783	492	3,500	4,798	8,790
当期変動額								
新株の発行	955	955		955				
剰余金の配当							△139	△139
資本準備金の取崩		△555	555	—				
利益準備金の積立					28		△28	—
利益準備金の取崩					△492		492	—
当期純損失（△）							△1,302	△1,302
自己株式の取得								
土地再評価差額金の取崩							△128	△128
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	955	400	555	955	△464	—	△1,106	△1,570
当期末残高	19,638	955	1,783	2,739	28	3,500	3,692	7,220

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△20	29,237	△6,693	717	△5,976	23,260
当期変動額						
新株の発行		1,911				1,911
剰余金の配当		△139				△139
資本準備金の取崩		—				—
利益準備金の積立		—				—
利益準備金の取崩		—				—
当期純損失（△）		△1,302				△1,302
自己株式の取得	△0	△0				△0
土地再評価差額金の取崩		△128		128	128	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△1,505	△18	△1,524	△1,524
当期変動額合計	△0	340	△1,505	109	△1,395	△1,055
当期末残高	△20	29,577	△8,199	826	△7,372	22,204

第159期末 (2025年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	55,579	預 金	761,793
商 品 有 価 証 券	195	譲 渡 性 預 金	13,757
金 銭 の 信 託	1,006	借 用 金	2,114
有 価 証 券	160,643	そ の 他 負 債	2,197
貸 出 金	574,217	賞 与 引 当 金	176
リース債権及びリース投資資産	4,170	退 職 給 付 に 係 る 負 債	59
そ の 他 資 産	3,630	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	29
有 形 固 定 資 産	9,974	利 息 返 還 損 失 引 当 金	3
建 物	3,750	繰 延 税 金 負 債	28
土 地	5,321	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	645
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	902	支 払 承 諾	234
無 形 固 定 資 産	296	負 債 の 部 合 計	781,038
ソ フ ト ウ ェ ア	190	(純 資 産 の 部)	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	106	資 本 金	19,638
退 職 給 付 に 係 る 資 産	24	資 本 剰 余 金	2,758
繰 延 税 金 資 産	321	利 益 剰 余 金	8,931
支 払 承 諾 見 返	234	自 己 株 式	△ 20
貸 倒 引 当 金	△ 5,198	株 主 資 本 合 計	31,307
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 8,199
		土 地 再 評 価 差 額 金	826
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 25
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△ 7,397
		非 支 配 株 主 持 分	147
		純 資 産 の 部 合 計	24,057
資 産 の 部 合 計	805,096	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	805,096

第159期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益	8,015	13,417
経常利益	7,071	
経常損失	773	
経常利益	1	
経常利益	168	
経常利益	0	
経常利益	2,572	
経常利益	2,829	
経常利益	40	
経常利益	2,789	
経常利益		14,592
経常利益	548	
経常利益	522	
経常利益	8	
経常利益	0	
経常利益	13	
経常利益	3	
経常利益	1,212	
経常利益	428	
経常利益	8,977	
経常利益	3,426	
経常利益	416	
経常利益	3,009	
経常利益		1,175
経常利益		339
経常利益	101	
経常利益	238	
経常利益		1,514
経常利益	54	
経常利益	△ 322	
経常利益		△ 268
経常利益		1,246
経常利益		5
経常利益		1,252

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

第159期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,682	1,802	10,450	△20	30,915
当期変動額					
新株の発行	955	955			1,911
剰余金の配当			△139		△139
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			△1,252		△1,252
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩			△128		△128
連結範囲の変動			1		1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	955	955	△1,518	△0	392
当期末残高	19,638	2,758	8,931	△20	31,307

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	△6,693	717	3	△5,972	143	25,086
当期変動額						
新株の発行						1,911
剰余金の配当					△0	△140
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）						△1,252
自己株式の取得						△0
土地再評価差額金の取崩		128		128		—
連結範囲の変動					△0	1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,505	△18	△29	△1,553	5	△1,547
当期変動額合計	△1,505	109	△29	△1,425	4	△1,028
当期末残高	△8,199	826	△25	△7,397	147	24,057

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

株式会社 福島銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

仙台事務所

指定有限責任社員 公認会計士 五十嵐 康彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石坂 武嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社福島銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第159期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

株式会社 福島銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

仙台事務所

指定有限責任社員 公認会計士 五十嵐 康彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石坂 武嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社福島銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社福島銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第159期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月14日

株式会社福島銀行 監査役会

常勤監査役	箭 内 貴 志
監 査 役	鈴 木 和 郎
監 査 役	紺 野 明 弘

(注) 監査役鈴木和郎及び監査役紺野明弘は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

[illegible]

第159回定時株主総会 会場ご案内図



当行本店

会場

福島県福島市万世町2番5号
当行本店 地下大ホール

電話

(024) 525-2525 (代表)

最寄駅

JR福島駅

東口より徒歩約10分

※駐車台数に限りがございます
のでできるだけ公共交通機関
をご利用ください。



(注) ←印は会場付近の一方通行路です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。